

南九州市訓令第10号

南九州市入札及び契約運営委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年10月 1 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市入札及び契約運営委員会規程の一部を改正する訓令

南九州市入札及び契約運営委員会規程（平成22年南九州市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「50万円」を「100万円」に,「130万円」を「200万円」に改める。

附 則

この訓令は, 令和 7 年10月 1 日から施行する。